

**児童手当制度改正
提出書類チェックシート【新規申請者用】**

① 認定請求書【必須】

※下記のチェックボックスすべてに該当しているかご確認ください。

主たる生計維持者(主に令和6年度(令和5年中・2023 年中)の収入が高い方)が申請者になっている。

→児童手当は原則、父母のうち所得の高い方が申請者になります。

申請者(主たる生計維持者)は公務員ではない。

→公務員の場合は、原則、お勤め先(官公庁)で児童手当の申請となります。なお、公務員であっても出向中などの場合は、摂津市こども政策課で申請になる場合があります。一度、お勤め先にご確認ください。

申請者(主たる生計維持者)は摂津市に居住している。

→申請者(主たる生計維持者)が他の市区町村にお住まいの場合は、お住まいの市区町村で申請してください。(公務員を除く。)なお、申請方法については、お住まいの市区町村にご確認ください。

振込口座の名義は申請者のものになっている。

→配偶者や児童名義の口座に振込することはできません。

② 健康保険証のコピー【必要な方のみ】

下記の項目すべてに該当する方は請求者の健康保険証のコピーの添付が必要です。

3歳未満(令和3年(2021年)10月1日以降生まれ)の児童を養育している。

請求者が「地方公務員等共済組合」または「国家公務員共済組合」に加入している。

次ページへ続く

③ 別居監護申立書【必要な方のみ】

※下記に該当する方は「別居監護申立書」の添付が必要です。

申請者(請求者)と高校生以下(平成18年(2006年)4月2日以降生まれ)の児童が別居している。

④ 監護相当・生計費の負担についての確認書【必要な方のみ】

下記のすべての項目に該当する方は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の添付が必要です。

大学生年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ(※1))の児童がいる。

※1…2002年4月2日～2006年4月1日生まれ

大学生年代の児童を監護(※2)し、その生計費(※3)を負担している。

※2…監護とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていることをいいます。

※3…生計費とは、生活費(食費や家賃等)や学費等、児童の生活に必要な費用をいいます。

(例)同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、
別居であって親が学費や生活費の少なくとも一部を仕送りしている場合等

大学生年代の子を含め、3人以上の児童がいる。

⑤ その他

・お子様が施設に入所している場合は、施設の設置者等に支給されます。

・父母が離婚協議中等により別居している場合は、「離婚協議中であることを客観的に証明できる書類」を提出することで、児童と同居している方が優先的に児童手当を受給することができます。詳しい条件や提出書類等については、お問い合わせください。